

近世相模国柳川村周辺における漆液の生産と流通

桐生 海正

はじめに

「Japan」の意味は何かと問われれば、「日本」であると誰もが答えるだろう。一方、「Japan」の意味は何かと問われたら、窮してしまう方もおられるのではないか。

手元にある簡単な英和辞典で「Japan」の意味を引いてみると、第一の意味に「漆」、第二の意味に「漆器」とある⁽¹⁾。陶磁器に「China」と訳されると同様、漆器も原産地にちなみ「Japan」と訳された。この理由を一言で言えば、中国は陶磁器、日本は漆器をヨーロッパへ大量に輸出し、高い評価を受けたことに起因する⁽²⁾。

こうした漆器に対する高い評価は、江戸時代に日本へやってきた外国人の手記にも散見される。一例を挙げると、オ

ランダ商館長の侍医として江戸参府旅行にも随行したスウェーデン人のC. P. ツェンペリーは「日本で製造される漆器製品は、中国やシヤム(タイ)、その他世界のどの製品をも凌駕する。それらは最上質の松や杉材を使い、ウルシノキRhus vernix から採れる最高の漆を塗る」⁽³⁾と評する。

また、幕末に来日したイギリスの初代駐日公使ラザフォード・オールコックは「漆器については、なにもいう必要はない。この製品の創始者はおそらく日本人であり、アジアでもヨーロッパでもこれに迫るものはいまだかつてなかった。蘇州にも広東にもバーミンガムにも、この材料とかなければならないように思われるし、わたしが収集した古い漆器のすばらしい例に多少でも迫ることのできるものは、た

しかにまだこれらの土地ではつくられていない」⁽⁴⁾と賞賛する。これらの記述からも日本の漆器がいかに海外から高い評価を受けていたかわかるだろう。こうした漆器の生産に欠かすことのできない物質こそ漆液であり、漆液は日本の伝統工芸品を下支えする物質であった。

しかし、こうした漆液が近世期どのように日本国内で生産され、流通してきたのかということを明らかにした研究は、従来、津軽⁽⁵⁾・会津⁽⁶⁾・出羽米沢⁽⁷⁾の東北地域における動向が主であった。関東一帯でも漆液の生産は行われたようだが、同地域の動向を明らかにした研究は、相模国津久井の事例で漆液の貢納が研究されている以外はほとんどない⁽⁸⁾。また、殊に漆液の生産や流通に着目し、それを詳述した研究も少ないのが現状である。

本稿では、こうした歴史の空白部分を埋めるため、相模国足柄上郡に位置した柳川村を中心に、漆木の生育場所、漆木の売買形態、在村漆仲買の動向、漆掻子の実態、漆液の流通経路等々、相模国における漆液の生産・流通にお

る一事例を紹介したい⁽⁹⁾。なお、本稿では以下、論を進めるにあたり、漆の樹液を「漆液」、漆の樹木を「漆木」とし、両者を含むもの、または史料用語で使われる場合を「漆」と表現する。

一、柳川村の概観と近世前中期における漆液の生産

柳川村は、寛文二二年（一六七二）の村鑑⁽¹⁰⁾によると、高二五石四斗九升五合、家数は三九戸であった。また、万治三年（一六六〇）の年貢割付状⁽¹¹⁾によって補足すると、反別四七町九反六畝四歩の内、田方が六町五反九畝三歩、畑方が四一町一反四畝二歩、その他取永換算の山畑が一六町一反六畝一〇歩と、畑作を中心とした山間村落であったことがわかる。さらに、天保期に編纂された『新編相模國風土記稿』によると「民戸四十九、農隙には煙草をつくれり、東西八町餘、南北二十二町餘」⁽¹²⁾と、寛文期に比べ戸数が増加し、農間余業として煙草を栽培している様子も窺える。

支配に関しては、元禄一一年（一六九八）より幕領、文政一二年（一八二九）より小田原藩領となり、以降、明治期まで小田原藩支配が続く。

本稿で分析対象とする漆に関して、古代～中世に関して同地域の動向は知りえないが⁴³⁾、一番古い記述として、天正一九年（一五九二）の柳川村の検地帳⁴⁴⁾には、すでにその存在が窺える。検地帳に記された畑面積の横に、柿や栗などの樹木と共に、「漆・桑」、「桑・漆三方⁵⁾有」、「桑・漆よこ立三方⁶⁾有之」、「桑・漆よこ一方有之」、「桑・漆立一方有之」等の記載がみられる。こうした記述は、畑の横（よこ）や縦（たて）に樹木が植えられていたことを示すと考えられる。こうした畑等の端に植えられた樹木の記載は、一四六件あり、その内、漆に関して記載されたものは三二件ある。このことから柳川村周辺では中世以来、畑の畔に柿・栗・桑等とともに漆が植えられていたことがわかる。

この他、先に見た万治三年（一六六〇）の年貢割付状や寛文一二年（一六七二）の村鑑には漆四八九匁を浮役（年

貢以外の雑税の一種）として書き上げている。この漆浮役は周辺村落でも、高尾村では二七四匁、松田惣領村で一〇六匁とそれぞれ納められており、徐々に金納化していったという⁴⁵⁾。これらや津久井の事例も鑑みれば、柳川村周辺でも近世の初頭～中期にかけて漆液は、領主に対する貢納物としての役割が主であったと考えられる。

また、近世中期における柳川村の漆液の生産・流通動向も、史料制約から詳細を明らかにできないが、隣村の河村山北村では、宝永四年（一七〇七）の富士山噴火により当時幕領に編入された折、支配代官であった伊奈半左衛門から漆年貢の上納免除を許されたことを示す史料が存在する⁴⁶⁾。そこには「漆株不残枯絶候」とあり、富士山噴火による降砂の影響で漆木がすべて枯れてしまったことが記されている。同様のことは柳川村でも起こったであろうが、はっきりしたことはわからない。しかし、寛政三年（一七九二）八月付の証文では、柳川村の年寄銀蔵が豆州三嶋宿市ヶ原町清右衛門に対し、漆液の代金として未払の金一分

と銀一匁九厘を催促している¹⁷⁾。このことから間接的に
るが、寛政期には、宝永の富士山噴火にも屈せず、柳川村
では、漆液の生産がすでに復活している様子が窺える。また、
次節で検討する柳川村熊沢家の者が(宛名部分が虫損なた
め人物は特定できない)、明和六年(一七六九)に隣村の葛
蒲村利五兵衛から二〇〇本を金二分にて、また明和七年(一
七七〇)には葛蒲村孫七から一二〇本を金二分二朱にて立
木漆を年季買している。

既に近隣の村々では、漆木の栽培・漆液の生産が行われ
ていたことを窺わせる史料である。

以上、柳川村の概観と近世初期～中期にかけての漆木の
栽培・漆液の生産をみてきたが、次節では、具体的に漆木
がどのように売買され、それを在村漆仲買であった熊沢家
がどのように集積していったのかを分析する。

二、近世後期における漆液の生産①——立木漆の年季買

本節では、近世後期における漆木の売買に注目したい。

人間文化研究機構国文学研究資料館の祭魚洞文庫旧蔵史
料内には、相模国足柄上郡柳川村熊沢家文書という史料群
があり、以下これを基に分析を進める。この史料群は現神
奈川県秦野市柳川地区に残されている熊沢一郎氏所蔵文書
群¹⁸⁾とは別の家の史料群であり¹⁹⁾、一九四九年、日本常民文
化研究所より史料館へ移管され、現在国文学研究資料館に
収蔵されている²⁰⁾。

この柳川村で漆商売を行っていたのが百姓代の(熊沢)
与兵衛であった。彼は文化期～幕末において在村漆仲買と
して活躍した百姓である²¹⁾。同家の経営や持ち高に関して
は史料上不明確な所が多いが、以下残された史料に即し、
彼の漆商売に関する動向を把握したい。

【史料1】

立木漆年季売証文之事

一立木漆百貳拾貳本

所ハ居屋敷之廻

内搔返拾六本

中道之廻

代金式分式朱也

右ハ私持分之畑之墟・居屋敷ニ有之候立木漆此度年季ニ
売渡、代金不残只今慥受取当御年貢ニ御上納仕候所実証
也、漆年貢之儀ハ右代金之内除置私方〆年々御上納可仕

筈ニ相定申候、年季之儀ハ来丑年〆未年迄七年季相定申

候、年季之内者御勝手次第御手入被成、式年搔ニ成共漆

搔取御伐取可被成候、下木成共私方ニ而ハ一切売申間敷

候、右定之通未年年中ニ而百式拾式本不残御伐取可被成

候、此木ニ付脇〆少シも構申者無御座候段何様之儀御座

候共、加判之者埒明其許江苦勞相掛申間敷候、為後日漆

年季売證文加判仍如件

文化十三年子十二月

【史料2】

戸川村金藏殿漆年季証文也

丑〆未年迄七年季代金式分式朱也

文化十三年 改 手前

上 子十二月日 世話人 新藏²³

この【史料1】・【史料2】は柳川村熊沢家文書内の二三
Z四―二九―一三に納められている状物四一点の中から抽
出したものである。この一括史料の中には大きく分けて形
状の異なるものが二点ある。

一点は、前者の【史料1】で見られるような一紙証文（以
下、「立木漆売渡証文」と呼ぶ）である。表題には、【史料1】
のように「立木漆売渡証文」の他、「漆木年季売証文之事」、
「立木漆年季売証文之事」、「立木漆年季証文之事」等とつ
けられている。以下、【史料1】に即して内容をみていくと、
まず表題（「立木漆年季売証文之事」）がきて、その次に売
り渡す立木漆の本数、その下に漆木の生育する場所、その

戸川村 売主 金 藏²⁴

証人 孫左衛門²⁵

名主 五右衛門²⁶

柳川村 与兵衛殿²⁷

後、代金となる。また文書の内容も形式的なもので、漆木の生育する場所と年季売りの確認、漆年貢は代金内で賄い売り主が上納すること、年季売りの年月、売り渡した年季の内は何時でも漆を搔いて良いこと、売り渡した漆木に関して横合いから妨げが入ることの無いようにする保証と、もし入ってしまった場合の対応、そして、末尾には、売主、その証人（他村である場合はその村の名主が押印していることが多い）が記される。

次に、二点目の後者【史料2】であるが、一点目の史料と内容がほぼ同じで、おそらく、史料整理の際に分離された史料であろうと推察される。また、史料番号二三乙四―二九―一三―三五には「中味欠」との付箋があること等から、これらの史料は「封紙」であったと想定し、表1を作成する際に分類した。文書の内容は、年月と、何村の誰からの漆年季証文で、何年季で借り受け、代金はいくらか、また一部売り渡した漆木の本数が記載される。末尾には漆木売買の仲介をしたのであろうか、世話人名（案内とも記され

る）や、売り渡された漆木を確認したのであろうか、「改」
「木改」として手前（＝与兵衛）や与兵衛の元で奉公している者と考えられる漆搔子の名前が記されている。

これらの両史料は、四一点中に混在して収められているが、その内容から判断し、それを「立木漆売渡証文」と「封紙」とに分類し、年代順に並び変えたものが表1である。表1からは以下のことがわかる。

漆木の売買総計に関しては、明和～安永期を抜かして考えたとしても、文化期だけで約三〇〇〇本余りであった。漆木から樹液を採るためには植えつけから一二年ほどの年月がかかるといわれるが⁴⁴、その年月に達した漆木と考えると大規模な取引の様相が窺えよう。売り渡される月は、虫損等で判読できないものを除き二三件ある。この内、一月がもっとも多く一六件（七〇％）、以下％計算はすべて小数点以下を四捨五入）、次に四月が四件（二七％）、一月、二月、七月がそれぞれ一件（四％）である。一二月がもっとも多いのは、年の変わり目であることはもちろんである

表1 柳川村の与兵衛家による立木漆の年季買

通し 番号	史料 番号	年 月	本数 (本)	代 金	宛主の 居 村	売主名	漆水の場所(カッコ内は本文・本文中に記述してある内容)	年季 (年間)	封 紙	世話人・案内	木改
1	13-2	明治6年(1879) 2月	200	2分	高瀬	孫七	(子)柳敷畑・与兵衛不残	7	封紙[13-26]		
2	13-1	明治7年(1877) 2月	120	2分2分	高瀬	利五兵衛	屋敷不残、開戸不残、宮ノ下不残	4	封紙[13-25]		
3	13-38	安永6年(1777) 7月			高瀬	六右衛門					
4	13-35	文化元年(1804)12月		1分	高瀬	平左衛門		7	「高瀬村小坂六右衛門殿 日蓮精利」との記載のみ 封紙のみ	佐左衛門	
5	13-30	文化5年(1808)12月	160	1両2分	柳川	仙遊		6	封紙のみ		孫八
6	13-39	文化5年(1808)12月	160	1両2分	柳川	安右衛門	居屋敷廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(田畑 之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6	封紙のみ		孫八
7	13-19	文化6年(1809)12月	373	2両3分	高瀬	小兵衛	居屋敷・開戸・ませ口・から沢・宮路・せんぼノ六ヶ所(畑之蔵・せんぼノ林大 之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	5	封紙[13-10]		孫八
8	13-41	文化7年(1810) 1月	245	1両	三廻郎	平八	居屋敷・開戸・ませ口・から沢・宮路・せんぼノ六ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之 追廻之蔵并居屋敷二有之候立木漆)	7	封紙[13-28]		孫八
9	13-27	文化7年(1810) 4月	110	2分2分	高瀬	大右衛門	居屋敷・廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	5	封紙[13-23]		万蔵
10	13-40	文化7年(1810) 4月	200	1両	高瀬	武左衛門	居屋敷・廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6	封紙[13-32]		与兵衛
11	13-3	文化8年(1811)12月	230	1両 ■	柳川	与五兵衛	居屋敷之廻り・居敷之縁坂下迄(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6			
12	13-16	文化8年(1811)12月	380	2両	柳川	大右衛門	居屋敷・廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6			
13	13-37	文化8年(1811)			柳川	与五右衛門		6	封紙のみ		孫八
14	13-12	文化10年(1813)12月	50	1分	柳川	六左衛門	居屋敷之廻り并ニ墓所小坂縁	7			
15	13-24	文化10年(1813)12月	50	1分	柳川	長蔵		7	封紙のみ		孫八
16	13-11	文化12年(1815)12月	56	1分	柳川	平蔵		6	封紙[13-14]		
17	13-15	文化12年(1815)12月	50	2分3分	柳川	平蔵	居屋敷・廻り少間敷縁・前田之廻り・堂右衛門畑畑・田之上巻蔵・よつ上・行人まづ畑 廻林中・うへはじ式蔵・十三桑畑中蔵・熊下(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	7			
18	13-34	文化12年(1815)12月	56	1分1分	高瀬	源右衛門	居屋敷之廻り(居敷之廻り畑之蔵二有之候立木漆)	6	封紙[13-6]		孫八
19	13-5	文化12年(1815)12月	122	2分2分	高瀬	金蔵	居屋敷・廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	7	封紙[13-7]		与兵衛
20	13-9	文化13年(1816)12月	130	3分	高瀬	留右衛門	居屋敷・廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	7	封紙[13-8]		与兵衛
21	13-21	文化14年(1817)12月	83	2分	高瀬	宇左衛門	居屋敷之廻り(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6	封紙[13-18]		
22	13-22	文化14年(1817)12月	66	1分2分	高瀬	源右衛門	居屋敷・廻り少間敷縁・御谷畑々(くらかげ四蔵・ ■ ノ下・田あちノ五ヶ所(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6	封紙[13-13]		
23	13-17	文化15年(1818) 4月	160	1両	高瀬	源右衛門	小谷津式蔵・後窪式蔵・日笠御谷蔵・台山式蔵・居屋敷之廻り・下窪巻蔵・上台山 四蔵・まわたり田畑・大道巻蔵(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6	封紙[13-36]		与兵衛
24	13-33	文化15年(1818) 4月	50	1分	高瀬	源右衛門	居屋敷之廻り・堂之前三蔵・大道巻蔵(畑之蔵・居屋敷二有之候立木漆)	6	封紙[13-4]		与兵衛
25	13-29	文化元年(1804)12月	100	2分	高瀬	甚左衛門		6			
26	13-31		232		高瀬	与五右衛門	居屋敷・同所縁				
合 計			3463								

※明和六～文政元年「立木漆年季売証文」(祭魚洞文庫山蔵史料 相模国足柄上郡柳川村熊沢家文書・2324-29-13、人間文化研究所購 国文学研究資料館蔵)を基に作成。史料番号には2324-29-13内の枝番号を採用した。
封紙については向参照である。

が、漆液の採取時期とも関係があると思われる。漆液の採取は、一般的に六月中旬から一〇月下旬に行われるという²⁵⁾。つまり、七月を除く、一、二、四、一二月は漆液の採取時期から外れていることがわかる。おそらくそうした休

閑期に漆木の取引が行われたのだろう。年季売りされる漆木に關しても五〇〜三七三本と大口の取引が多いことが分かる。代金は、一分〜二兩三分までである。売主が居住する

村は、二六件中、柳川村・菖蒲村が共に八件(三二%)、境別所村三件(一二%)、堀斎藤村二件(八%)、戸川村二件(八%)、八沢村一件(四%)、三廻部村一件(四%)である。自村の柳川村と隣村の菖蒲村が全体の三分の二以上を占め

る。また、堀斎藤、戸川、八沢、三廻部の各村も柳川村から道程のほど近い村々である。この明和〜文化期、八沢村、三廻部村は小田原藩領であり、幕領のみならず、藩領からも漆木を購入していたことがわかる。売り渡された漆木の場所は、居屋敷やその廻り・その儘、畑やその廻り・その儘、田の廻り、墓場などであった。年季売りの期間は、二六件中、

六年が最も多く一三件(五〇%)、七年が八件(三二%)、五年が二件(八%)、四年が一件(四%)で、およそ四〜七年の幅で行われたことがわかる。

以上のことから、与兵衛は、自村を中心に近隣村落(藩領も含む)の立木漆を購入し、漆商売を展開していたことがわかる。

この他、木改めとしては、与兵衛自身が行う場合もあるが、同家と関係をもった漆搔子と思われる孫八、万蔵らが木改めを行っている。こうした在村漆仲買(与兵衛)と漆搔子の関係性については詳しく【史料3】から検討したい。

【史料3】

一 子 十二月

篠窪村平八殿証文

一札之事

一拙者来ル丑年漆搔子ニ相極、金一兩只今慥ニ受取申所実証也、ケ様ニ相定候上^者何方江成共御指図之所^江罷越、漆

取賃ヲ以右金ニ二割之利足ヲ加へ御引取可被成候、其節
少シ茂相滞申間敷候、為念一札仍如件

安永九年子十二月

篠窪村 借り主 平八

柳川村 与兵衛殿^〇

この史料は安永九年（一七八〇）一二月、篠窪村平八から与兵衛に出された証文の控である。平八が天明元年（一七八二）の一年間「漆搔子」として契約を交わし、その対価に金一両を受け取ったことを示している。平八は、どのような場所でも指図どおりのところへ行き、「漆取賃」（漆を採る手間賃）をもらうことで、一両に二割の利息を加え、返済することを述べている。

表1でみた孫八や万蔵もこのような与兵衛家と契約を結んだ漆搔子であった可能性が高い。

三、近世後期における漆液の生産②―「漆元代金」の貸付

本節では、与兵衛が漆木を買い入れる代金（「漆元代金」）を周辺の村落の漆搔子へ貸し付け、見返りに、一定の利息を加えた上で、彼らが搔き取った漆液が返済に充てられるという取引の実態をみたい。

【史料4】

一^{（封書）} 安永二年丑二月十五日

萱沼村文七殿借用証文巻通

借用申金子之事

一金式^{（マ）}両者、但シ文字金也

右者漆元代金ニ借用仕候処実正也、然ル上者当丑年取目漆ヲ以式割之勘定加元利不残急度勘定可仕候、若シ相滞申候ハ、当人所持之品ハ不及申、加判両人所持之物金子ニ相成候品御望次第相渡ニ可申候、其節少シ茂相滞申間敷当年不残勘定仕候、此証文商売仕候内御用可被下候、末々

二而も相滞候ハ、加判之者引請急度御勘定可仕候、右勘定相立商売仕舞候ハ、右証文無相違御返シ可被成候、為後日借用証文加判仍而如件

安永二年丑二月

萱沼村	借主	文	七 [㊦]
同所	証人	喜右衛門 [㊦]	
同	同	銀	蔵 [㊦]

柳川村与兵衛殿²⁷⁾

この【史料4】は安永二年（一七七三）二月、萱沼村の文七から与兵衛に出された証文である。史料から具体的に、「漆元代金」の貸し付けの実態をみたい。まず、文七は与兵衛から、「漆元代金」として金二両を借り受けた。その上で、文七は、当年の取目漆（掻き取った漆液）に二割の利息を加えて残らず返済する旨を約束する。このことから、この「漆元代金」は、漆掻子の文七が漆木を年季買するための元の資金であるといえる。また、「漆元代金」の返済は、

実際に漆掻子が掻き取った漆液でなされていた実態も窺える。実際には、安永六年（一七七七）四月の山田村留八の証文にあるように、「当酉六月分取目漆差送、当暮迄二元利金不残御勘定可仕候」²⁸⁾と、六月の漆掻きを始める時期から徐々に漆液を与兵衛の元へ送ったようである。

また、金子を借り受ける理由として、明和八年（一七七二）一二月の山田村多兵衛の証文には「御年貢御味進当御年貢二御上納仕候」²⁹⁾とあるように、未進分の年貢の上納に貸付金が充てられ、その返済に取目漆の差送が約束された事例もある。

もし返済が滞ってしまった場合は、文七の所持品は言うに及ばず、加判人である喜右衛門や銀蔵の所持品の内、金目の物を渡す取り決めも行っている。この他にも、安永六年（一七七七）四月の山田村留八の証文には、返済が滞ってしまった場合は、「来ル戌二月分拙者其元江奉公相勤、右利金共不残御勘定可仕候」³⁰⁾とあり、与兵衛家での奉公を約束している。明和八年（一七七二）一二月の山田村多兵衛

の証文には、質地として下田四畝二歩と下田一畝二八歩が書き上げられ、もし返済が滞った場合は、「右田地相渡シ可申候」と同地の質流れが約束されている。

また、安永七年（一七七八）一〇月の狩野村宗兵衛の証文では、「うるし元入金」（漆元代金）と同義）を借用したにも関わらず、「うるし不足^ニ御座候^ニ付、御断申上候処」と、漆液が不足してしまったために、漆液での返済を断念している。そのため、返済は、「金子^ニ而御返済仕候様御了見被成下」と、金子での返済が取り決められ、一〇月と一二月の二回に分けて、借り受けた金一兩二朱を返す約束をした⁽³⁾。

以上から明らかになったことをまとめると、与兵衛は自身で立木漆を年季で買い付け、契約を結んだ漆掻子にそれを掻き取らせて漆液を得る一方、周辺村落の漆掻子へ「漆元代金」を貸し付け、その見返りに二割の利息を付け、漆液の現物にて返済させるという方法で漆液を集めていたことがわかった。

次節では、こうして集められた漆液は与兵衛の元からどのように市場へと流通していたのかを見ていきたい。

四、漆液の流通

与兵衛家が集荷した漆液の流通経路を俯瞰するために、**【史料5】**・**【史料6】**をみたい。

【史料5】

（複製也）

一

可返分

為替金手形之事

一金拾五兩也

但 漆九樽

中物有

右者漆正味五拾貫目餘預内渡為替金^ニ取継申候処相違無御座候、此手形引替^ニ右金子御渡可被下候、為其為替手形仍如件

文化七年午年十一月十一日

泉屋 宗 兵 衛⁽⁴⁾

熊沢与兵衛殿³²⁾

熊沢 久野右衛門³³⁾

【史料6】

為替手形之事

一金貳拾五兩

右者漆七樽相預内渡代金可成申候、此書付引替御渡可被

下候、為念如此御座候、以上

午九月廿四日

久野右衛門

宗兵衛³⁴⁾

熊沢与兵衛殿³⁵⁾

實際、漆液はどのような商人を介し流通していたのであろうか。文化七年「為替手形」(二三乙四―二九―二六)の内には、二通の証文が残されている。年号が記されている史料を①【史料5】、記されていない史料を②【史料6】と

して区別した。これらの史料では、文化七年(二八一〇)九月二四日に金二五兩にて漆液七樽、十一月一日に金一五兩にて漆液九樽が、泉屋宗兵衛と熊沢久野右衛門とに取り引きされている。与兵衛はこの取引に対し、分かるだけでも文化七年に計四十兩という大金を手に行っている。時期から見ても、先の表1から窺える文化期に集められた漆液はおそらく彼ら商人の手に渡ったことだろう。

問題となるのは、ここに出てくる泉屋宗兵衛、熊沢久野右衛門がどのような商人かということである。まず、宗兵衛について明らかにしたい。熊沢家文書の中には、評定所からの差紙を受け取ったことを証明する証文が三九通残されている³⁶⁾。内容は不明だが、文化一二〜文政四年の間に熊沢家も巻き込んだ評定所取扱いの争論が起ったようである。この内、江戸の本銀町四軒屋敷次兵衛店の宗兵衛惣兵衛とも記される)なる人物が差出人となっている史料がある。この人物と漆液の取引をした泉屋宗兵衛が同一人物であるかが焦点となるが、ここで、両者の押印に注目したい。

図1は、江戸本銀町四軒屋敷次兵衛店の宗兵衛（惣兵衛も同一の印）の押印を拡大したものの⁸⁵、図2は【史料5】の泉屋宗兵衛の押印を拡大したものである（史料6】の押印も同一のもの）。両者を見比べれば明らかを通り、図1と図2は完全に合致する。つまり、江戸本銀町四軒屋敷次兵衛店の宗兵衛（惣兵衛）＝泉屋宗兵衛ということが出来る。

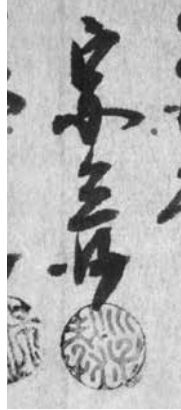


図1 評定所からの差紙に押印された宗兵衛の印

国文学研究資料館蔵

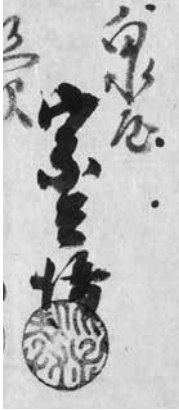


図2 為替金手形に押印された宗兵衛の印

国文学研究資料館蔵

ここから与兵衛は江戸の商人と漆液の取引をしていた事実が浮かび上がる。なお、久野右衛門に関してははっきりしないが、一部評定所からの差紙を受け取った証明をする証文の宛名が久野右衛門になっているものがある⁸⁶。この史料が熊沢家に伝来したこと、先の与兵衛と同姓であることから、同族的な関係から漆液の出荷を担った商人と思われる。

この他にも、江戸の商人との取引を示す史料として、年未詳の史料であるが、寅十一月二十五日付の史料では、与兵衛が漆液八樽を江戸の漆問屋越前屋清次郎に売り渡している⁸⁷。また、こちらも年未詳だが、午九月一日付の仕切勘定では、「柳川漆六桶」と「同漆六桶」の合計一二桶、重量にして四五貫二二目と四五貫二〇八目を、金八九兩一步と銀一七匁二分で販売し、同じく九月一日付の仕切勘定では、「柳川漆四桶」、重量にして三〇貫五五目を、金二八兩二歩と銀二三匁九分四厘で売買している⁸⁸。両方とも売先は（江戸）伊勢町塩川岸道場橋角の漆問屋井村屋嘉平

二であり、このことから江戸の漆問屋へと販売していたことが分かる。これらの具体的な事実を裏付ける史料として、近隣村落の漆仲買が差し出した史料の中に「私共奉申上候者御領分之内漆取之者共中買仕江戸表問屋方江数年来漆商売罷在候」⁹⁹とある。この例に違わず、与兵衛も集荷した漆液は樽や桶などに詰めて、江戸の漆問屋などへと販売を行っており、「柳川漆」は江戸の市場へと流通していたことがわかる。

おわりに

柳川村では、すでに天正期から漆木の栽培を確認することができ、畑の畦などに植えられ、近世初頭には主に浮役でもって領主への貢納物として納められていたことが確認できた。

こうした漆木は宝永の富士山噴火の影響にも関わらず、再び明和期ころから取引が始められた。従来貢納物であった漆液は、今度は商品として在村漆仲買の元へ集められた。

本稿で明らかにした通り、この在村漆仲買として活躍したのが、柳川村百姓代の与兵衛であった。彼は、文化期だけみても約三〇〇本余りの漆木を取り扱い、漆商売を行った。与兵衛は、自身で立木漆を年季で買い付け、契約を結んだ漆搔子にそれを搔き取らせて漆液を得る一方、周辺の漆搔子へ「漆元代金」を貸し付け、見返りに二割の利息を付け、漆液にて返済させるといふ、二系統の方法で漆液を集積した。

与兵衛はこうして集めた漆液を主に江戸の漆問屋などへと販売し、数十両単位で当時の百姓としては高額の代金を受け取り、経営を行った事実が明らかとなった。

しかし、文化期以降問題となってくるのは、こうした幕領柳川村の与兵衛が漆木の取引や漆搔子を雇っていた村の一部（萱沼村、八沢村、狩野村や三廻部村など）が小田原藩領の村々だったことである。小田原藩では文化八年二月ころから、漆液の流通統制を推し進めていくが、そうした政策を行う時、もつとも厄介な存在となったのが、与兵

衛のような他領の在村漆仲買であった。この小田原藩による漆液の流通統制と与兵衛や小田原藩領内の村々の動向に關しては別稿にて詳述したい⁽⁴⁾。

(注)

- (1) 『オーレックス英和辞典第二版』(旺文社、二〇一五年)。
- (2) 山本勝巳『漆百科』(丸善出版、二〇〇八年)九頁。
- (3) C. P. ツェンベリー著／高橋文訳『江戸参府随記』(平凡社、一九九四年)二八九頁。
- (4) オールコック著／山口光朔訳『大君の都(下)』(岩波書店、一九六二年)一八一頁。
- (5) 松木侃「津軽藩の漆樹栽培―名産「津軽塗」前史―」(『社会経済史学』第三二卷三号、一九五六年)、北嶋祐二『弘前藩の漆行政』(私家版、二〇一〇年)等。
- (6) 松尾謙介「会津藩の漆生産について」(『三田学会雑誌』第四二卷四号、一九四九年)等。
- (7) 渡辺史夫『米沢藩の特産業と専売制―青芋・漆蠟・養産業―』(不忘出版、一九七六年)、同「近世における羽州村山地方の漆生産と越後商人」(『山形史学研究』第二三号、一九八九年)、外山徹「米沢藩領における漆液の採集プロセスについて」(『明治大学博物館研究報告』第二一号、二〇一六年)等。
- (8) 高島緑雄「貢租としての漆について」(木村礎編『封建村落 その成立から解体へ』、文雅堂書店、一九五八年)、煎本増夫「江戸幕府と津久井漆」(『神奈川県史研究』第二八号、一九七〇年)。前者は近世初頭から幕末にかけて、後者は近世初頭の漆の年貢上納の形態を明らかにした貴重な成果である。しかし、主として近世中期以降に展開される「商品」としての漆液の生産や流通に關しては詳らかでない。
- (9) 内田哲夫『小田原藩―土農工商の生活史』(有隣堂、一九八一年)において、「柳川村の漆商い」と題し若干紹介されているが、本格的な研究はなされていない。
- (10) 『秦野市史 第二卷 近世史料二』(秦野市、一九八二年)

二〇二～二〇七頁・No.三三三〈柳川 熊沢一郎氏蔵〉。

(11) 『秦野市史 第二卷 近世史料一』(秦野市、一九八二年)

三三〇～三三三頁・No.七九〈柳川 熊沢一郎氏蔵〉。

(12) 『大日本地誌大系(十三)新編相模國風土記稿 第一卷』
(雄山閣、一九五八年) 二二〇頁。

(13) この点に関して、古代においてこの地域の有力豪族に

漆部伊波なる人物がいたことは一考の余地がある。彼は、

東大寺の盧舎那仏造立のため、資金(知識物)として商

布二万端を寄付し、天平二〇年(七四八)二月に外従五

位下の位を授けられた。こうした漆部氏は、高僧良弁を

輩出した一族とも言われ、さらに本貫地は大住郡漆窪と

される(以上『秦野市史 通史編第一卷 総説・原始・

古代・中世』、秦野市、一九九〇年、二九六～二九七頁)。

文字通りとれば、「漆部」とは漆塗りに従事する技術者

を指す。また、「漆窪」という地名も、漆の字がつく地

名のあるところは、漆樹が多く生育分布していたところ

であったといっても過言ではないとの指摘もある(伊藤

清三『日本の漆』、東京文庫出版部、一九七九年、一六七

頁)。こうしたことから古代からこの地域では、漆の生産

が盛んであったことも予想できようが、詳しいことは分

からず不明である。

(14) 『秦野市史 第二卷 近世史料二』(秦野市、一九八二年)

二二一～二三七頁・No.三七七〈柳川 熊沢一郎氏蔵〉。

(15) 内田哲夫『小田原藩―土農工商の生活史』(有隣堂、

一九八一年) 一七六頁。

(16) 『山北町史 史料編 近世』(山北町、二〇〇三年) 八

七八～八七九頁・No.三三九〈川村山北 鈴木友徳氏蔵〉。

(17) 寛政三年八月「乍恐以書付御訴訟奉申上候(多葉粉、

漆代貸金請求訴訟)」(小田原宿 片岡家文書、A―D五

二、小田原市立図書館蔵)。

(18) 熊沢一郎家文書は、『神奈川県史資料所在目録―秦野

市― 第一集(県史編集室、一九六七年)、『秦野市史資

料所在目録 個人・自治会等所蔵Ⅲ』(秦野市管理部市

史編さん室、一九八一年)にて目録が作成されている。

(19) 『秦野むかしがたり―語り部運動資料集Ⅰ～Ⅴ―』(秦野市老人クラブ連合会、一九九二年)七一頁。

(20) 『史料館所蔵史料目録 第八集』(史料館、一九六〇年)。

(21) 与兵衛家に関しては、地元「土蔵から出た小判」という次のような興味深い話が残っており、伝承化するほどの旧家であったことがわかる。以下長文を厭わず引用しよう。「上長寿会 守屋芳三氏談」明治の初め、柳川に「東の下」と呼ばれ、与平さんと云う財産家があり、江戸時代末、柳川の山林、田畠の大部分を所有し、昔より作男、女を雇い、大農経営をし、山に漆の木を植え、その製造販売等、小田原方面に取引を盛に行い、何代か続いて、財力を貯え、土蔵が二、三棟あり栄えていた。然し、時代の変遷にて、最低まで没落、生活に苦しい時の年末、最後の蔵の床下に、木炭が敷き詰めてあるのを知り、これをかき集め、売って年取り金にしよう、床板をはがし、かき集めると、中央部に平らな大石が置いてあり、不思議に思い、これを退けると、小判の詰めら

れた瓶が埋蔵してあった。家人が驚いたり喜んだり、大変なさわぎで近所の人も聞きつけ集まり、見たこともない小判を眺め驚いていた。与平さんでは、今度が二度目の埋蔵小判の出土とかで、それも慶長小判の価値あるものであったという(後略)」「(語り部運動資料集Ⅲ)、秦野市老人クラブ連合会、一九九〇年、六六～六七頁。

(22) 明和六〇文政元年「立木漆年季証文之事」(祭魚洞文庫旧蔵史料 相模国足柄上郡柳川村熊沢家文書、二二三乙四―二九―一三―五、人間文化研究機構 国文学研究資料館蔵)。以下、熊沢家文書で使用する文書番号は、『史料館所蔵史料目録』第一〇集(史料館、一九六四年)及び実際に文書に付された番号による。また、以下文書群名と所蔵先は同じであるため、略し、文書番号のみを記す。

(23) 明和六〇文政元年「立木漆年季証文之事」(二三乙四―二九―一三―七)。

(24) 熊野谿縦『漆のお話―21世紀を支える夢の物質』(文芸社、二〇二二年)一〇六頁。

- (25) 山本勝巳『漆百科』（丸善出版、二〇〇八年）二三頁。
- (26) 安永九年「漆搔子賃前借一札」（二三乙四―二九―一七）。
- (27) 明和八〜安永六年「漆元代借入金証文」（二三乙四―二九―一四）の内、安永二年二月付の証文。この史料には、明和八年二月付の証文、安永二年二月付の証文、安永六年四月付の証文の三通が含まれている。
- (28) 前掲註(27)の内、安永六年四月付の証文。
- (29) 前掲註(27)の内、明和八年二月付の証文。
- (30) 前掲註(28)。
- (31) 安永七年「漆元代金借用之所漆不足ニ付再改借入金証文」（二三乙四―二九―一六）。
- (32) 文化七年「為替手形」（二三乙四―二九―二六）の内、文化七年一月一日付の証文。この史料には、文化七年一月一日付の証文、（文化七年）午九月二四日付の証文の二通が含まれている。
- (33) 前掲註(32)の内、（文化七年）午九月二四日付の証文。
- (34) 文化二二〜文政四「（本銀町次兵衛店惣兵衛他附添役人評定所御差紙請取一札）」（二三乙四―二九―一〇）。
- (35) 前掲註(34)の内、二三乙四―二九―一〇―三三。
- (36) 前掲註(34)の内、二三乙四―二九―一〇―九。
- (37) 年未詳「代金受取書」（二三乙四―二九―二八）。
- (38) 午九月外「漆売仕切」（二三乙四―二九―一八）。
- (39) 文化八年二月「乍恐書付を以奉願上候御事（漆中買問屋復活願）」（萱沼 安藤家文書、諸産業三、神奈川県立公文書館寄託）、『神奈川県史 資料編九 近世六』（神奈川県、一九七四年）九六一〜九六三頁・No.一七三に所収。
- (40) 拙稿「小田原藩領の村々と漆液の流通統制」（徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号、『金鯨叢書』第四五輯に所収、二〇一八年刊行予定）。